

禁止屋外広告物（飯田市屋外広告物条例 第5条）

次に掲げる基準に適合しない広告物等を表示し、又は設置してはならない。

● 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の基準

- (1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15未満の色を使用していること。
- (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
- (3) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (4) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗装されていること。
- (5) その他の基準

- ① 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと。
- ② 道路交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
- ③ 腐朽、腐食その他の劣化により周囲の景観の育成に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- ④ 倒壊、落下その他の損傷により公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。

● 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及び維持の基準

- (1) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (2) その他の基準
 - ① 腐朽、腐食その他の劣化により周囲の景観の育成に著しい支障を及ぼすものでないこと。
 - ② 倒壊、落下その他の損傷により公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。